

# 重要事項説明書

(訪問看護・介護予防訪問看護)

## 1.事業者(法人)の概要

事業者名	株式会社オキカ	
主たる事務所の所在地	〒247-0072 神奈川県鎌倉市岡本 2-19-15	
代表者(職名・氏名)	代表取締役 長岡 誠仁	
設立年月日	平成 25 年 7 月 31 日	
電話番号	0467-33-5931	

## 2.事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉	
所在地	〒247-0072 神奈川県鎌倉市岡本 2-19-15	
電話番号	0467-33-5931	
指定年月日・事業所番号	平成 26 年 2 月 1 日	1462190213
管理者名	川端 可奈子	
サービス提供地域	神奈川県鎌倉市、および藤沢市・横浜市栄区・横浜市戸塚区の一部	

## 3.事業所の職員体制

職 種	従事するサービス内容等	人 員
管理者	管理者は業務全般を一元的に管理します。	1 名 (常勤)
看護師	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	4 名以上 (常勤) 2 名以上 (非常勤)
理学療法士	主治医より訪問看護指示書を受けた後、利用者の状態に合わせ、必要に応じたリハビリテーションのサービスを提供します。	2 名以上 (常勤) 1 名以上 (非常勤)
作業療法士		1 名以上 (常勤)
言語聴覚士		1 名以上 (常勤)
事務職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	1 名以上 (常勤) 1 名以上 (非常勤)

## 4.営業日及び営業時間

営業日	営業時間(サービス提供時間)
月曜日～金曜日まで ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月31日～1月3日)は除きます。	8時30分～17時00分まで

※利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外でのサービス提供も行っています。

## 5.提供するサービスの内容

- ①健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- ②日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- ③在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)

※訪問看護事業所における、理学療法士等の訪問は、  
看護業務の一環としてリハビリテーションを行っているものであり、  
看護職員の代わりに実施しているという位置づけになります。

- ④療養生活や介護方法の指導
- ⑤認知症の介護・お世話と悪化防止の相談

- ⑥カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧終末期の看護

## 6.理学療法士等によるリハビリテーション

訪問看護における理学療法士・作業療法士・言語聴覚士によるリハビリテーションは、看護職員の代わりにさせるものであると位置づけられており、看護職員と連携して利用者の状態について適切に評価を行うよう義務付けられています。そのため、リハビリテーションを中心としたサービスを希望された場合にも、看護職員が定期的に訪問し、状態を伺います。

## 7.事業所におけるサービス提供方針

- ①指定訪問看護の実施にあたっては、主治医の指示のもと、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援します。
- ②指定訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図ります。
- ③指定訪問看護の実施にあたっては、療法士によるリハビリのみのサービス提供ではなく、看護師によるサービスを定期的、月1回以上の提供とさせていただき、全身状態の観察、及び身体評価並びにアセスメント情報を共有し、訪問看護計画書及び報告書に反映し継続支援できるように支援いたします。

## 8.サービス提供の記録等

- ①サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録」等を、各看護師等が携帯するタブレット端末にインストールされた記録用ソフトに記載します。
- ②事業者は、一定期間ごとに「訪問看護計画書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- ③事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を、サービス提供終了日から5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

## 9.利用者負担金

利用者からいただく利用者負担金は、別表のとおりとなります。

### 【介護保険対象者】

この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額になります。

介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）

### 【医療保険対象者】

この金額は、医療保険制度に基づく金額になります。

医療保険対象外の実費は、全額自己負担となります。

利用者負担金は、毎月27日（金融機関の休業日の場合は翌営業日）にご指定の金融機関の口座から引落しとなります。

## 10.キャンセル

サービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

・ステーション名：訪問看護ステーションはぴけあ鎌倉 連絡先：0467-33-5931

利用者の都合でサービスを中止にする場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。

当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

・キャンセル料金：2,000円

## 11.秘密保持

事業者及び看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を洩らしません。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

## 12.衛生管理等

- ①看護師等及びその他職員に対し定期的な健康診断の実施清潔の保持及び健康状態について管理・把握します。

- ②看護師等及びその他職員が感染源になることを予防し、さらに感染の危険から守るため、使い捨て手袋や携帯用手指消毒剤や感染を予防するための備品を備えます。
- ③利用者に対してはアセスメント内容を確認する等、健康状態を把握、さらに衛生管理マニュアル・健康管理マニュアルを作成し、定期的な研修の実施等（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、によりその内容について看護師等及びその他職員に周知します。
- ④医療廃棄物については、事業所に持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込むその家族が医療機関に持ち込む等して処理します。

### 13.相談窓口、苦情対応

事業所のサービスに関する相談や苦情対応については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	0467-33-5931	FAX番号	0467-33-5932
担当者	管理者 川端 可奈子		
相談受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時00分 ただし、祝日(振替休日を含む)及び 年末年始(12月31日～1月3日)は除きます。		
その他	相談・苦情については、管理者及び担当の看護師等が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者、担当者に引き継ぎます。		

【介護保険対象者】サービスに関する相談や苦情対応については、次の機関においても苦情申し立て等ができます。

苦情受付機関	神奈川県国民健康保険団体連合会 国保連 介護苦情相談課	所在地:神奈川県横浜市西区楠町 27-1 神奈川県国保会館 電話番号:045-329-3447
	鎌倉市にお住まいの方 鎌倉市介護保険課 保健担当	所在地:鎌倉市御成町 18-10 電話番号:0467-61-3950
	藤沢市にお住まいの方 藤沢市介護保険課	所在地:藤沢市朝日町 1-1 電話番号:0466-50-3527
	横浜市にお住まいの方 横浜市福祉調整委員会事務局 健康福祉局相談調整課	所在地:横浜市中区港町 1-1 関内中央ビル 5階 電話番号:045-671-4045

### 14.虐待防止措置及び身体的拘束等の適正化の推進

虐待の発生またはその再発を防止するための措置に関する事故を以下の通り定めます。

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設けます。
- ・虐待の防止のための指針を設けます。
- ・虐待の防止のための従業者に対する研修を行います。
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選任します。
- ・虐待の防止についてのマニュアルを策定し、事業所スタッフが閲覧できるよう設置します。

身体的拘束について

当該利用者又はその利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

### 15.自然災害発生時における業務継続計画の策定(BCP)

災害発生時には事務所職員の命と安全を第一に守り、担当している利用者の安否確認及び安全確保に尽力し、早期の事業復旧・継続を目指します。

訪問看護ステーションはびけあ鎌倉は、災害の発生に際して次の目的を達成及び維持するものとします。

- ・自社の被害を最小限にとどめ、速やかに復旧に努めます。
- ・職員と家族を守る、負傷者・犠牲者をださないよう努めます。
- ・地域の医療・福祉のサービスの被取る指定、その状況に対して適切に事業運営を継続できるよう努めます。
- ・BCPについてのマニュアルを策定し、事業所スタッフが閲覧できるよう設置します。

## 16.その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、介護保険法及び健康保険法等制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされています。それ以外のサービス(掃除・洗濯等)についてはお受け致しかねますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- ④気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などにより、サービスの実施が著しく危険であると、事業所が判断した時は、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。
- ⑤他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。
- ⑥暴言、暴力、ハラスメントは固くお断りいたします。
- ⑦見守りカメラの設置を含む職員を録画・撮影およびボイスレコーダー等で音声を録音する際は、事前に看護師等の同意を得てください。
- ⑧ペットは、ケージに入れる、リードをつなぐ等のご協力をお願いいたします。